第 138 回伊達市災害対策本部会議

平成 24 年 11 月 6 日（火）
10 時 00 分～
保原庁舎 2 階応接室

1　放射能対策関係

（1）除染業務の進捗状況について

（2）除染推進センターだより（第 12 号）の発行について

（3）農業情報誌「たがやす」（第 4 号）の発行について

2　その他

（1）災害対策号（第 69 号）の発行について

（2）第 284 回福島県災害対策本部員会議の内容について

次回　　11/20（火）　10 時 00 分　～

第 138 回本部会議の概要について

1　実施日時等

平成 24 年 11 月 6 日（火）　10：00～10：45

市　長：欠席

副市長：10：15 から出席

2　内容

1　放射能対策関係

（1）除染業務の進捗状況について

放射能対策課長が資料により説明した。

11 月 1 日現在における進捗状況である。A エリアの作業状況では、霊山町小国工区の上小国中島、西組で仮置場が決定、測量・設計が始まった。保原町富成工区でも、1 区及び 12 区と 17 区で同様の作業を行っている。12 区と 17 区では、合同で 1 箇所の仮置場設置となった。

また、保原町柱沢工区においては、八光内新井山、神野畑・関畑河部・大黒内・入ノ内安住内・東畑中上で 1 箇所の仮置場設置である。

仮置場の確保状況に関しては、新たに霊山町小国工区及び保原町柱沢工区で必要面積を充足した。保原町富成工区では 1 町内会、霊山町掛田工区では 12 行政区で、仮置場の契約にまだ至っておらず、仮置場の候補地について協議を継続している。

B エリアに関しては、12 地区全てにおいて事前モニタリングを終了した。今後は、仮置場が確保され、設計が完了次第、市内業者に発注する。霊山町中川地区については、10 月 24 日に入札を終え、工期を本年度 10 月 26 日～25 年度 3 月 21 日までとして契約を結んだものである。

除染完了戸数は 367 戸であり、2 週間で新たに約 124 戸の除染が終了した。

なお、その他の詳細は資料に掲載のとおりである。

（2）除染推進センターだより（第 12 号）の発行について

放射能対策課長が資料により説明した。

富成幼稚園における放射線モニタリング実施、各地で開催している C エリア除染説明会及び仮置場等説明会に関する記事が主である。裏面では、実際に除染を行う際の方法を紹介した。より詳しい内容は、資料に掲載のとおり。

（産業部長）

10 月 31 日に梁川地域除染推進本部で実施された「C エリアに係る仮置場等説明会」では、どのようなやり取りがあったか。

（放射能対策課長）

仮置場の管理方法に関して、C エリアの場合は、一般的な宅地からの除染廃棄物は多く見込まれるものではない。しかしながら、道路や側溝に係る廃棄物は、やはり多く生じるものと見込まれる。そうした説明や前提の上で、その廃棄物を仮置きするためには、ある程度まとまった広さの仮置場の決定が必要だという説明をした。

あわせて、仮置場の管理方法や設置の方向性については、霊山町小国地区と同様である旨を説明し、市民からは、「安全・安心につながれば良い」との意見をいただいた。

（産業部長）

現地を見て説明を聞いた市民の方からは、ある程度理解を得られたと考えてよいか。

（放射能対策課長）

一定の理解は得られたものと考えている。

（3）農業情報市「たがやす」（第 4 号）の発行について

産業部次長が資料により説明した。

稲の試験栽培研究報告会の開催に係る記事を主として、自家用農産物のモニタリング調査結果及び平成 24 年産米の全量全袋検査の実施状況等について掲載した。なお、伊達市内で採取された野生のきのこ・栗については、福島県のモニタリング検査により出荷制限がされている。その他の記事に関しては、資料に掲載のとおり。

2　その他

（1）災害対策号（第 69 号）の発行について

秘書広報課広報広聴係長が資料により説明した。

（市民生活部長）

今号表紙「市長メッセージ」における「C エリアの除染は堰本地区をモデル地区として取り組むこと」は、前回の災害対策本部会議で除染推進センター長から提案のあったホットスポットの除染に関する報告を踏まえたものである。

ホットスポットの表土約 3cm を除去し、汚染されていない土で覆土すれば、一定の線量低減の効果が見られた。この手法を中心として、梁川町堰本地区を中心に試行的に取り組むものである。

（財務部長）

今号に掲載の B エリアに関する趣旨は、B エリアの特徴としては、地域により放射線量の高低に差があることから、その地域の線量の実情に応じて除染を実施するということを改めてお知らせするという理解でよろしいか。

（市民生活部長）

先に説明したとおり、B エリアの事前モニタリングは、全て終了した。除染作業の発注を既に終了した中川地区に限らず、財務部長に指摘されたような事例は、中川地区以外の地区にも見られる事象である。

C エリアに近い線量で、全面的な除染手法をとる必要がない宅地もある。この旨は、作業計画書にも示しており、改めて市民の皆様にお知らせするものである。

（2）第 284 回福島県災害対策本部員会議の内容について

市民生活部長が資料により説明した。

新聞報道等でも皆様ご承知のとおり、現在、災害救助法の支援対象になっていない福島県内自主避難者への借上げ住宅支援について、実施することが県で決定された。

平成 23 年 3 月 11 日以降、平成 24 年 11 月 1 日までに県内に自主避難した世帯のうち子ども又は妊婦のいる世帯を対象とするものである。

入居期間、受付期間及びその他の詳細事項については、別添資料のとおり。

今般示された支援制度では、市町村を超えない避難の場合及び子ども又は妊婦がいない世帯の場合は、対象外であるため、そうした事例に対しても、より柔軟な対応が必要だと考えている。

11 月 8 日に担当者会議が開催されるため、具体的な内容は、会議の場を通じて確認したい。

当市では、市民生活課を受付窓口として対応する。

（市民生活課長）

現在、当市から福島県内の他市町村に避難している世帯は、19 世帯 42 名である。その内、今回発表のあった支援制度で対象となる、子ども又は妊婦のいる世帯は、11 世帯 31 名である。

（市長直轄理事）

皆様ご承知の通り、当市では、市内各地域間において放射線量に差がある。そうした状況がある中で、今回、県において支援制度の決定があった。同一市内での避難については、どういった議論がなされたのか。

（福島県県北地方振興局企画商工部　副部長）

詳しい議論については、把握していない。

（市長直轄理事）

把握したら教えていただきたい。

当市では、市内各地域間における放射線量の高低に差があることもあり、当市内で、放射線量の高い居住地から、市内でも比較的線量が低い避難先に避難した世帯も少なくない。同一市内での避難についても議論すべき問題であると考えている。

当市では、市内で避難した世帯の数は把握しているか。把握していないとすれば、把握する手法はあるか。

（市民生活課長）

市民生活課では把握していない。把握する手法としては、広報誌等に掲載し、申出をいただく方法等が考えられる。

（副市長）

只今の議題であるが、原子力災害の場合は、一般災害とは性質を異にすると考えている。

特に、当市の場合は、先の話に出たように、放射線量の高い地域が点在しており、避難区域にも準ずるような「特定避難勧奨地点」の設定を受けている世帯もある。一方、市内で比較的数多く特定避難勧奨地点に設定された世帯のある霊山町小国地区以外の世帯においても、できるだけ線量の低いところへ避難したいということから、市内の比較的線量の低い地域へ避難している事例が少なくない。

その点で、単に市外へ避難したか、市内で避難したかで線引きすることは、合理性にかけるのではないかと感じる。そもそも、特定避難勧奨地点に設定され避難した世帯は、市外に避難する事例よりも市内に避難した事例のほうが多い。このことについては、県に対して強く働きかけをする必要があると考えている。実際にどのくらいの世帯の方が市内で避難をしているのか、把握できる部分で把握し、働きかけていきたい。

県における支援制度の決定については、ある市議からもおかしいのではないかとの意見も聞いている。同様の声は、県議会議員からもあがっている。
我々も、県に対しては、市内における自主避難も、支援の対象となるよう訴えていきたい。

（市長直轄理事）
当市では、特定避難勧奨地点の設定に係る話が出た際、自主避難者に対してどういった対応をするかの議論を行い、結果としては、対応しないとして決定した経過がある。そうした中、国による支援関係法律の整備や県における今回の同支援の決定等、状況が変化してきた。
今回、県に働きかけをしていくということは、方針を転換するということか。
私は、方針を転換していくべきだと考えているが。
（副市長）
方針の転換とは意味合いが異なると思っている。
当時、富成地区で特定避難勧奨地点の説明会があった際に、自主避難者に対して支援してほしいという要望があった。その際には、財源の手当がないものだから、当市としても慎重に対応していく必要があるという説明を行った。

今回決定した県における同支援は、国に財源を求めていく姿勢である。そのため、我々としては、このことにあわせて、同じ会議の場に議題としてほしいということを訴えていきたい。

市内自主避難者の状況を把握するのは、困難なことであるが、制度が整わなければ、広報で周知して避難者の状況をとりまとめるのは難しい。そのため、実際の調査は、総合支所を通じてとりまとめをしなければならないと考えている。

（財務部長）
除染を行うなどして、一見落ち着いているように見えるが、原子力災害はまだ終わっていない。いまだ継続している災害である。原子力災害が長期化するということは、当時、予想をしていたとしても、長期化を前提に制度を組むということまでは、国や県でもできていなかった。
また、これまでの国や県の様子や経過を踏まえれば、国や県における制度は、次第に変化してきていると捉えられる。その中で、当市としての立ち位置も、我々が変わらなくても、周りが変わっているとすれば、改めて検討しなければならないのではないか。
副市長が話されたように、放射線の被害は、一般災害とは性質を異にする。

このことを当市としては、強く主張していかなければならない。今、落ち着いているように見えるのは、市民が、我々が一緒になって、除染をはじめとする放射能対策に取り組んでいるためである。実際は、状況は落ち着いているわけではなく、当面は、新たな放射性物質の拡散などが起こらない状況にあるに過ぎないということを確認することが必要だと考えている。

（副市長）

その通りである。当市もそのような視点で対応していくこととする。

《次回本部会議》

平成 24 年 11 月 20 日（火）　10 時 00 分～

本庁舎 2 階　応接室において

（文責：石川　智史）